

福岡県消費生活審議会の会議の公開について

福岡県消費生活審議会における会議の公開について

1 公開の対象

会議は原則として公開とする。

「福岡県消費生活審議会の会議の公開に関する基準」（別紙）に基づき非公開とする必要が生じた場合、会長が当審議会に諮って、非公開の決定を行うものとする。

2 公開の方法

審議会の傍聴を認めることにより行うこととする。

3 傍聴者定員

傍聴定員は10名以内とし、定員分の椅子を準備する。

4 傍聴手続

(1) 傍聴は、受付で傍聴者に氏名、住所を記載させた上で、先着順に定員に達するまで認めることとする。

(2) 傍聴の受付は、審議会開催当日に会場で会議開催の30分前から行うこととする。

(3) 傍聴者の行う写真撮影、録画、録音等は認めないこととする。

5 傍聴要領

(1) 公正かつ円滑な運営を確保するため、審議会は傍聴手続及び傍聴者の遵守事項等について別途傍聴要領を定め、傍聴者に配布することとする。

(2) 傍聴者が傍聴要領に違反し、審議会の公正かつ円滑な進行を妨げた場合は、会長は当該傍聴者に対し退場を命ずることができることとする。

6 審議会開催の周知方法

「福岡県消費生活審議会開催のお知らせ」を作成し、県民情報センター及び地区県民情報コーナーに1週間前までに配架し、県のホームページにも掲載することとする。

7 その他

公開した会議の議事録を作成し県のホームページにおいて公表するものとする。

福岡県消費生活審議会の会議の公開に関する基準

1 趣旨

この基準は、審議会において会議の公開を行うに当たり、その判断の基準となる事項を定めたものである。

2 公開又は非公開の決定等

(1) 審議会は、審議会の目的を考慮の上、その審議状況を県民に明らかにすることにより審議会運営における透明性の向上を図り、もって審議会に対する県民の理解と信頼を深めるという観点に立ち、その会議の公開に努めるものとする。

(2) 会議を非公開とする必要が生じた場合、会長が当該審議会に諮って、非公開の決定を行うものとする。

なお、審議会の会議が次に掲げるいずれかに該当する場合は、当該会議を公開しないことができるものとする。

ア 個人情報に関し審議等を行う会議であって、当該会議を公開することにより特定の個人情報が明らかになる場合

イ 事業情報（法人その他の団体に関する）に関し審議等を行う会議であって、当該会議を公開することにより、当該法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる場合

ウ 審議、検討、調査研究等を行う会議であって、当該会議を公開することにより、当該又は同種の審議、検討、調査研究等に支障を生ずるおそれがある場合

エ 県の機関又は国等の機関が行う取締り、許可、試験、訴訟その他の事務事業の実施の目的が失われ、その公正かつ適正な執行に支障を生ずるおそれがある場合又は当該事務事業に関する関係者との信頼関係若しくは協力関係が損なわれ、その円滑な執行に支障を生ずるおそれがある場合

オ 当該会議を公開することにより、個人の生命、身体、自由、財産等の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他公共の安全と秩序の維持に支障を生ずると認められる場合

カ 法令により会議を公開しないと定められている場合又は法令の定めるところにより公にすることができない情報に関し審議等を行う場合

キ 会議を公開することにより、審議会等の公正かつ円滑な運営に支障を生ずるおそれがあると認められる場合